

2026年度

グッドデザイン・ロングライフデザイン賞／Gマーク使用要領

グッドデザイン・ロングライフデザイン賞（以下、「ロングライフデザイン賞」）の受賞者は、公益財団法人日本デザイン振興会が定める「Gマーク使用に関する規則」「Gマーク使用ガイドライン」に従って、ロングライフデザイン賞専用の「Gマーク」を使用します。本要領は、それらの中から2026年度ロングライフデザイン賞受賞者が「Gマーク」を使用する際の要点を取りまとめ、示すものです。

1 Gマークとは（Gマークの定義）

「Gマーク」とは、グッドデザイン賞事業の主催者である公益財団法人日本デザイン振興会（以下「振興会」）が管理する知的財産権です。このマークは、1956年に亀倉雄策氏によってデザインされ、グッドデザイン賞の前身であるグッドデザイン商品選定制度が開始された1957年から、その受賞対象であることを示す証として使われています。



Gマークの
シンボルマーク

2 Gマークの使用

ロングライフデザイン賞の受賞者は、ロングライフデザイン賞専用の「Gマーク」ロゴマークを使用することができます。

Gマークの使用に関しては、振興会が定める「Gマーク使用に関する規則」「Gマーク使用ガイドライン」に従ってください。規則等の概要は以下のとおりです。

2-1 受賞者は、受賞対象ごとに、グッドデザイン賞エントリーサイトの専用ページを通じて、「Gマーク」の使用申請を行います。振興会は、受賞者からの申請を受けて「Gマーク使用許諾書」を送付します。

2-2 一件の受賞対象について受賞者が複数である場合は、いずれかの受賞者が申し込みを行い、振興会からの許諾を受ければ、全ての受賞者が「Gマーク」を使用できます。また、受賞者の指示があれば、「Gマーク使用に関する規則」等を遵守することを条件に広告代理店等も、受賞者の代理者として「Gマーク」使用を申込むことができます。この場合は、Gマーク使用申請と同時に受賞者の代理者であることを示す「Gマーク使用申請委任状」を提出してください。

2-3 「Gマーク使用に関する規則 2-2」による日本国外における「Gマーク」使用については、該当する市場（国・地域）の法令等の遵守が求められますので、「Gマーク」使用申請の際に、使用する国・地域を明記の上、振興会にご相談ください。国・地域により「Gマーク使用ガイドライン」の使用可能なロゴタイプ・シンボルマークの組み合わせ等が変更になる場合があります。原則としてシンボルマーク単独の使用はできません。

2-4 「Gマーク」の使用期間は、通常は振興会が発行する許諾書に記載された使用開始日から1年間とします。期間を超えて継続使用する場合は、再び使用申請を行います。

2-5 使用できる「Gマーク」の詳細については、グッドデザイン賞ウェブサイトの専用ページに記載します。また具体的な「Gマーク」の使用方法については、「Gマーク使用ガイドライン」に示した態様に限ります。

3 Gマークの使用料

ロングライフデザイン賞の受賞者が専用ロゴマークを使用する場合の使用料は、使用の期間によらず無料です。

4 受賞対象の改善改良にともなうGマーク使用

受賞者は、性能改善等の仕様変更を行った受賞対象に関してGマークの使用を希望する場合は、振興会に規定の「Gマーク仕様変更届」を提出します。振興会は、「Gマーク使用に関する規則 3-4」により、その内容を判断の上、Gマーク使用の可否を連絡します。

5 使用状況の報告及び使用事例の紹介

振興会はGマークを使用している受賞者に対し、その使用状況についての報告を求めることがあります。また、その使用状況をグッドデザイン賞の広報活動等で紹介することがあります。

2026年4月1日

